

呉市子どもの居場所づくり助成金

— 募集のお知らせ —

呉市では、地域子どもたちを対象に、食事の提供、学習の支援、遊びの体験などの活動をとおして、安心して過ごせる子どもの居場所づくりに取り組まれる団体に対し、その開設及び運営にかかる費用の一部を助成する事業を実施します。

さまざまな家庭環境で暮らす子どもたちが地域とつながり、健やかに育つ地域環境づくりを進めていきます。

1 助成対象となる事業

以下の要件をすべて満たしているものが対象となります。

- (1) 呉市内で開催されること。
- (2) 次に掲げるいずれかの子どもの居場所づくり活動を行うこと。
 - ア 子どもへの無料又は安価な食事（おやつ等の軽食を含む。）の提供
 - イ 学習の支援
 - ウ 健全な遊びの体験の提供
 - エ その他子どもを中心として参加者同士がコミュニケーションを図る場づくり等
- (3) 宗教活動又は政治活動並びに営利を目的としないこと。
- (4) 毎月1回以上又は年12日以上実施し、かつ、1回当たりの開催時間を2時間以上とすること。
- (5) 開設時においては、常駐できる責任者を配置すること。また、責任者とは別に、活動の補助等ができるスタッフを配置すること。
- (6) 18歳未満の子どもの利用が平均して5人以上見込めること。
- (7) 居場所を必要とする児童を広く受け入れること。
- (8) 事業の実施中や帰宅時等において、利用者の安全管理に十分配慮すること。
- (9) 常に食品衛生に配慮した運営に努めること。
- (10) 子どもの居場所づくり事業の開設及び運営に関し、同じ経費に対して、助成金以外の他の補助金又は交付金を受けていないこと。

2 助成対象団体

以下の要件をすべて満たしている団体のみ申請することができます。

- (1) 団体規約、会則その他の組織及び運営に関する事項を定めたものがあること。
- (2) 事業において、明朗な会計及び経理を実施し、その報告をすることができる団体であること。
- (3) 活動内容が公序良俗に反するものでないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。
- (5) 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (6) 継続的かつ安定的に助成対象事業を行うことができること。

3 助成金の交付額

(1) 対象経費 <別表参照>

- ① 子どもの居場所づくり事業の開設に要する費用（開設費）
- ② 子どもの居場所づくり事業の運営に要する費用（運営費）

※初年度においては①②の両方を、2・3年目においては②を申請することができます。

(2) 助成額

①②とも助成対象経費の2/3以内（上限10万円）

4 助成事業者

- (1) 新規3事業者（選定されると初年度を含め3年間申請ができます。）
- (2) 継続事業者（2・3年目の事業者）

5 助成事業の決定

この助成金の交付対象となる事業者は、応募の中から事業の趣旨及び効果、実現性、経済性などを選定委員会において総合的に審査し、決定します。

※継続事業者についても、選定委員会で審査をします。

6 留意事項

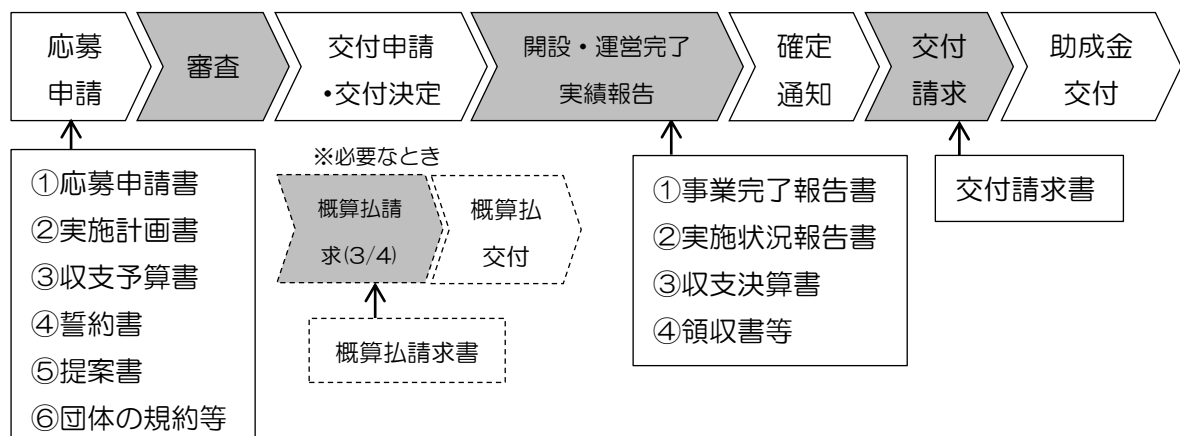
申請及び事業の実施にあたっては、以下の点に留意してください。

- (1) 開設後は、市が開催する会議において事業報告や意見交換を行うなど、子どもの居場所づくり事業の普及のため、協力を行うこと。
- (2) 個人情報の保護に十分配慮すること。
- (3) 提出書類は、審査結果に関わらず返却しません。また、呉市情報公開条例により情報公開の対象となる場合があります。
- (4) 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。
- (5) 子どもの居場所づくり運営者会議等に参加すること。

7 提出期限

令和8年6月26日（金） 午後5時まで 【必着】

8 申請から助成金交付までのながれ



9 応募申請書類等の提出窓口

呉市 こども部 こども支援課 企画グループ

住所：〒737-8501 呉市中央4-1-6 呉市役所3階

電話：0823-25-3254 E-mail：kodosien@city.kure.lg.jp

別表

<助成対象経費>

区分	費目	主な内容
開設費	修繕費又は 工事請負費	建物の修繕又は改修に係る費用（事業実施に最低限必要な改修に限る。） ※建物の躯体の変更を伴うなど、大規模な増改築は対象外
	備品購入費	事業実施に当たって必要な備品及び物品の購入費用 (1) 事業に必要と認められる書籍類及び遊具類 (2) 食器類, 机, いす, 棚, カーペット等の什器類 (3) 調理に要する鍋, フライパン等の器具及び冷蔵庫, 電子レンジ, ポット等の家電類
運営費	食材費	食料品の購入費
	消耗品費	食器, 衛生品, 学習用品, 絵本等の購入費
	謝礼金	学習支援を行う学生又はイベント, 体験活動などを行うスタッフへの謝礼金（1人1回1,000円を上限とする。）
	使用料・賃借料	実施施設の使用料又は賃借料
	光熱水費	実施施設の光熱水費
	保険料	傷害・賠償責任等の保険料
	印刷費	チラシ・ポスター・パンフレット等の印刷費
	通信費	連絡に要する送料
	修繕費	備品及び実施施設の修繕費
	手数料	食品衛生責任者養成講習会の受講料及び振込手数料

【注意】以下の経費は対象外となります。

- ◆団体の運営に要する経費（団体職員の賃金や役員報酬、事務所の維持管理費など）
- ◆事業に直接必要とされない経費、用途が特定できない経費
- ◆団体構成員の親睦等のための会合や会議の開催経費、接遇にかかる経費
- ◆通常より著しく高額、高級と判断される経費
- ◆その他、助成対象とすることが適当でない判断する経費
- ◆本助成金以外の補助を受けている経費（他の補助を受けていない経費は、本助成対象）

<助成対象期間>

令和8年4月1日～令和9年3月31日に支出する経費

※当該期間の経費であれば、交付決定以前のものも助成対象とします。

呉市子どもの居場所づくり助成金応募申請書

年 月 日

呉市長 様

申請者 所 在 地

団 体 名

代表者氏名

公募のあった令和8年度呉市子どもの居場所づくり助成金について、次の関係書類を添えて応募します。

- 1 実施計画書（別記様式第2号）
- 2 収支予算書（別記様式第3号）
- 3 誓約書（別記様式第4号）
- 4 提案書
- 5 団体の規約，会則，役員名簿その他これに類するもの
- 6 助成金交付団体若しくは代表者の構成市町における市町税納税証明書（入札参加用）又は市町税に滞納がないことの証明書
- 7 その他

様式第2号（第6条関係）

実施計画書

1 運営団体

ふりがな 団体名		ふり 代表者 がな 氏名	
団体住所			
団体連絡先			
メールアドレス			
ふりがな 事務担当者氏名		連絡先	

2 事業概要

事業の名称	
事業の目的	
開設場所	
事業開始（予定）日	
取組の概要	
開設準備の内容 （開設費を申請 の場合にのみ記 入）	

3 取組内容

利用人数／回	
利用者負担額	
開催日・時間	
運営スタッフ人 数	
食品衛生管理の取組※	
食品衛生上責任者※	
食材の確保	
ボランティアの確保	
参加者の安全管 理体制の取組	
情報発信方法	
事業の継続に関 する考え方	

※こども食堂を実施する場合は、保健所と協議した内容及び責任者について記載してください。

収支予算書

開設費 ・ 運営費

(該当する費用に○をしてください。)

【実施予定期間】 年 月 日 ~ 年 月 日

【収入の部】 (単位:円)

項 目	予算額	内 訳
合 計		

【支出の部】 (単位:円)

項 目	予算額	内 訳
合 計		

※内訳欄には、収入又は支出内容の明細を記入すること。

年 月 日

呉市長 様

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

誓 約 書

私は、令和8年度呉市子どもの居場所づくり助成金の交付を受けるに当たり、次の事項を遵守することをここに誓約します。

- 1 宗教活動又は政治活動並びに営利を目的としないこと。
- 2 呉市暴力団排除条例第2条第3号に指定する暴力団員等でないこと。
- 3 利用者及び運営スタッフの安全確保に十分に注意を払うこと。
- 4 利用者のプライバシー保護及び個人情報の取扱いに注意し、事業以外の目的のための利用や本人の承諾なく第三者への提供を行わないこと。
- 5 助成事業において生じたいかなる事故、事件等について、呉市に対し一切の責任を問わないこと。

提 案 書

1-① 事業目的

■どのような体験や経験の機会を設けますか。詳しくご記入ください。

1-② 事業内容

■大人はどのように子どもと関わりますか。

1-③ 開設場所

■開設場所はどこですか。

2-① こどもの参加しやすさ

■子どもだけでも参加ができますか。

2-② 利用人数及び増やす工夫

■今後、利用者を増やすためにどのような工夫を行いますか。

2-③ 利用者負担

■参加費の有無についてご記入ください。有料の場合は、その金額についてもご記入ください。

2-④ 開催日・時間

■開催日・開催時間はいつですか。

2-⑤ 運営スタッフ

■開催日に参加可能な運営スタッフは何人ですか。

2-⑥ 参加者の安全管理

■参加するこどもの安全管理はどのように行いますか。

2-⑦ 情報発信方法

■この事業を地域にどのように広報しますか。

3-① 事業の継続性

■呉市からの補助金がなくなった場合、どのように事業を運営しますか。

※ 枠の大きさは自由に変更して構いません。